

三重県広域受援計画（仮称）について

平成 29 年 3 月 14 日
災 害 対 策 課

1 目的

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される本県としては、発災後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国や他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることが重要です。

また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、多くの自治体等からの応援職員による広域応援時の受援体制や、国のプッシュ型支援による物資の円滑な受け入れと被災者への供給に係る課題が明らかになりました。

このため、国や他県等からの人的・物的支援を円滑に受け入れ、支援につなげるための「三重県広域受援計画（仮称）」を策定します。

2 計画のポイント

南海トラフ地震を想定し、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（国具体計画）」に基づき実施されるプッシュ型支援の内容に対応した発災後 1 週間程度を想定した計画とします。また、この計画を基に、南海トラフ地震以外の大規模地震にも対応します。

（ 1 ）緊急輸送ルートに係る計画

あらかじめ通行を確保すべき救助・救急活動や物資輸送等緊急輸送活動に必要なルートを定めるとともに、道路啓開等に係る対応内容を定めます。

（主な内容）

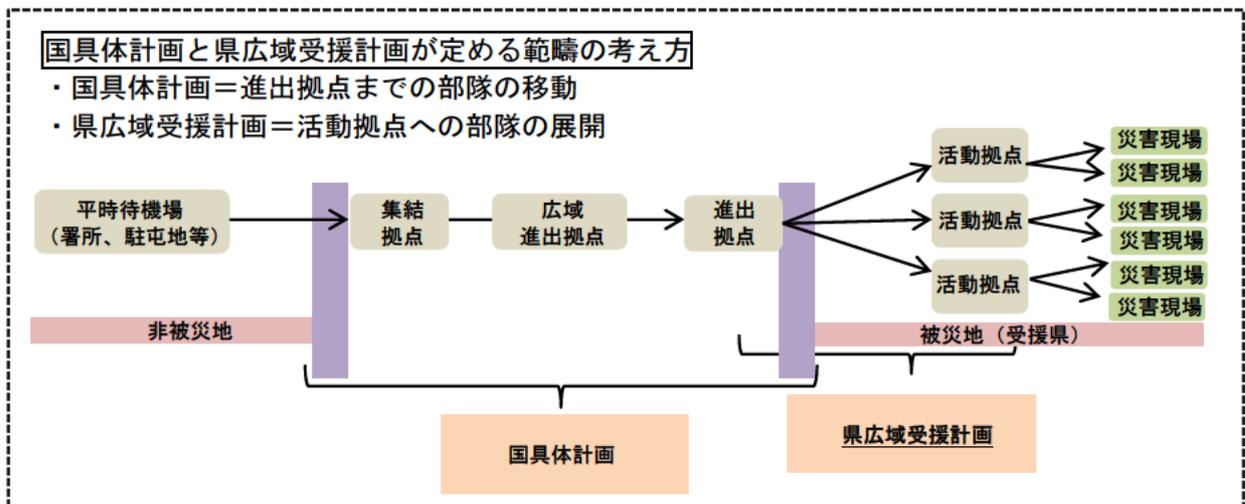
県災害対策本部における受援体制
国、建設企業等関係機関への協力要請
ルートの被害情報の把握・共有
道路啓開の方針及び進捗状況の把握
救助機関や応援職員等へのルートに係る情報提供 等

（ 2 ）救助・救急、消火活動等に係る計画

県外から派遣される警察、消防、自衛隊など救助機関の活動拠点を明記するとともに、拠点の開設と応援の受け入れを迅速かつ円滑に行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

県災害対策本部における受援体制
救助機関への派遣要請
活動拠点の被害情報の把握・共有
活動拠点の調整・決定
活動拠点の開設
救助機関間の活動調整
救助機関の活動状況の把握・共有 等



(3) 医療活動に係る計画

DMAT（災害派遣医療チーム）など医療チームの活動拠点〔災害拠点病院、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）〕を明記するとともに、医療体制の確保と医療搬送活動の支援を行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

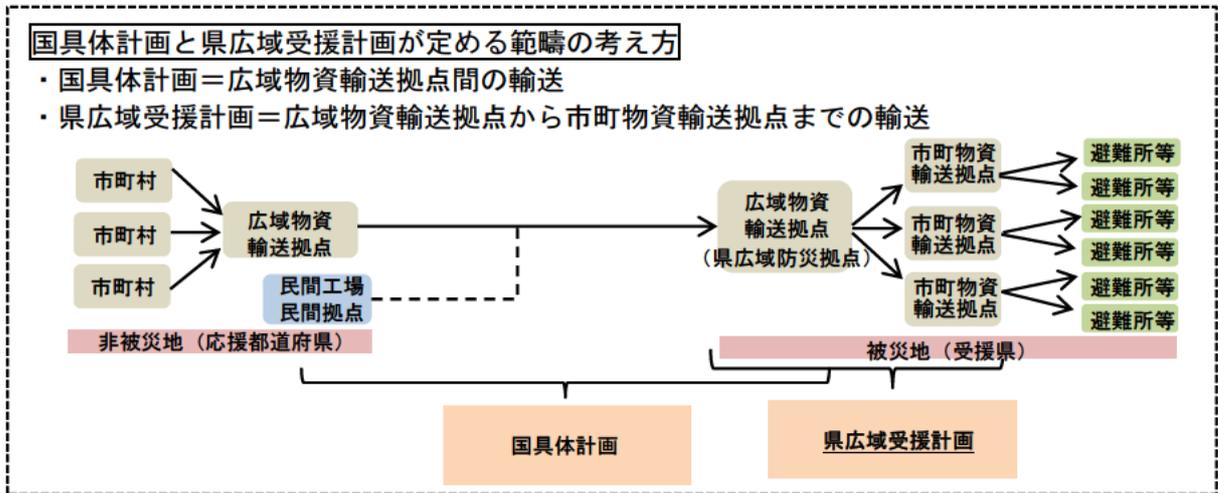
- ①県災害対策本部における受援体制
- ②DMAT等への派遣要請
- ③活動拠点の被害情報の把握・共有
- ④活動拠点の調整・決定
- ⑤活動拠点の開設
- ⑥DMAT等の活動状況の把握・共有 等

(4) 物資調達に係る計画

国のプッシュ型支援による物資を受け入れる県及び市町の物資拠点を明記するとともに、物資の円滑な受け入れと市町への配分を行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

- ①県災害対策本部における受援体制
- ②県及び市町物資輸送拠点の被害情報の把握・共有
- ③県及び市町物資輸送拠点の調整・決定
- ④県及び市町物資輸送拠点の開設
- ⑤物資輸送手段（トラック等）の確保
- ⑥国のプッシュ型支援物資の各市町への配分計画 等



（5）燃料調達に係る計画

業務継続が必要な重要施設や緊急車両への燃料供給について、国や関係機関と連携して燃料の輸送・供給体制の確保を行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

- ①県災害対策本部における受援体制
- ②重要施設に対する燃料供給
- ③緊急車両に対する燃料供給 等

3 検討状況

（1）活動拠点の候補地調査

県内において救助・救急等で利用が想定される活動拠点について、候補地調査を行い、警察、消防、自衛隊等の意見を聞きながら候補地の絞り込みを進めています。

（2）物資拠点の候補地調査及び物資の受入・輸送の検討

各地域の物資拠点について、市町の物資拠点の指定状況を把握するとともに、県広域物資輸送拠点からのアクセス、スペースの状況などをふまえ、候補地の検討を進めています。

また、県広域物資輸送拠点における物資の円滑な受入と輸送のため、拠点の活動要領の検討を進めています。

4 今後の取組

平成 29 年度は、活動拠点、物資拠点、各活動に必要なルートを決定するとともに、救助・救急等活動、医療活動、物資及び燃料調達毎に、県災害対策本部の受援活動を整理し、各市町と情報共有しながら計画を策定します。